

技術指針の改定概要（目次）

資料2-3

平成25年3月11日現在

現行技術指針 目次	改訂後技術指針 目次(案)	該当ページ	対応する 条例の規定	主な改訂の内容	
				改訂内容	改訂根拠
第1章 総則	第1章 総則	資料2-3			
第1 趣旨	第1 趣旨	1	第4条第1項	【変更】条例をベースとした記載 【追加】用語の規定について	条例に基づく修正 任意修正(他条例参考)
第2 環境影響評価の項目 1 環境要素 2 影響要因	第2 環境影響評価及び事後調査に係る手順の概要	3		【変更】第2章冒頭部分を「総則」の一部として記載、環境要素及び影響要因は第2章に移動	任意修正(分かりやすさを重視)
第2章 環境影響評価及び事後調査に係る手順	第2章 環境影響評価及び事後調査の内容	4		【変更】タイトルの変更	任意修正
	第1 対象事業に係る計画立案段階において決定する事項	4	第4条の2	【追加】条例第4条の2に基づく記載	条例の改正
	第2 計画段階配慮事項に係る検討	4	第4条の2	【追加】条例第4条の2に基づく検討について	条例の改正
	1 位置等に関する複数案の設定	4		【追加】複数案設定に係る記載・留意点等(指針及び解説)	法、条例の改正
	2 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握	5		【追加】計画段階の事業特性・地域特性の把握について	法、条例の改正
	(1) 事業特性に関する情報	5		【追加】事業特性に関する情報について	法、条例の改正
	(2) 地域特性に関する情報	5		【追加】地域特性に関する情報について	法、条例の改正
	3 計画段階配慮事項の選定	6		【追加】計画段階配慮事項の選定について(指針及び解説)	法、条例の改正
	4 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定	8		【追加】環境要素及び影響要因の説明を第1章から移動	任意修正
	(1) 手法の選定に係る基本的方針(計画段階配慮事項)	8		【追加】環境要素として、超低周波音、日照障害、電波障害、文化財	必要性を考慮した任意の追加
	(2) 調査手法の選定(計画段階配慮事項)	10		【追加】手法選定の基本的方針について(指針及び解説)	法、条例の改正
	(3) 予測手法の選定(計画段階配慮事項)	11		【追加】計画段階の調査手法選定について	法、条例の改正
	(4) 評価手法の選定(計画段階配慮事項)	14		【追加】計画段階の予測手法選定について(指針及び解説)	法、条例の改正
	(5) 手法選定に当たっての留意事項(計画段階配慮事項)	15		【追加】計画段階の評価手法選定について	法、条例の改正
	第3 配慮書の作成	15	第4条の3	【追加】計画段階の手法選定に係る留意事項について	法、条例の改正
	1 配慮書の記載事項	15			
	(1) 対象事業の内容	15		【追加】条例第4条の3に基づく記載	条例の改正
	(2) 背景、経緯及び必要性の明示	15		【追加】配慮書作成にあたっての留意事項	上記改正に伴う基本的事項に基づく追加(2~7)
	(3) 事業実施想定区域及びその周辺の概況の記載内容	15		【追加】同上	
	(4) 事業実施想定区域等の図示	15		【追加】同上	
	(5) 選定理由等の明示	15		【追加】同上	
	(6) 計画段階配慮事項の結果とりまとめに併記する事項	16		【追加】同上	
	(7) 併合した手続の明示	16		【追加】同上	
	2 環境影響を受ける範囲と認められる地域	17		【追加】同上	
第1 環境影響評価方法書の作成に係る手順	第4 方法書の作成	17	第5条	【変更】タイトルを条例に合わせる	条例に基づく修正
	1 方法書の記載事項	17			
	(1) 対象事業の内容	17		【追加】条例第5条に基づく記載	条例の改正
	(2) 背景、経緯及び必要性の明示	17		【追加】方法書作成にあたっての留意事項	上記改正に伴う基本的事項に基づく追加(2~7)
	(3) 対象事業実施区域及びその周辺の概況の記載内容	17		【追加】同上	
	(4) 対象事業実施区域等の図示	17		【追加】同上	
	(5) 選定理由等の明示	17		【追加】同上	
	(6) 対象事業実施区域等の決定過程における検討の経緯等	18		【追加】同上	
	(7) 併合した手続の明示	18		【追加】同上	
	2 環境影響を受ける範囲と認められる地域	18		【追加】同上	
1 事業計画の立案	第5 環境影響評価の項目等の選定	18	第11条	【追加】条例第11条に基づく項目及び調査、予測及び評価の手法の選定について	法、条例の改正
1 事業計画の立案	1 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握	18		【削除】計画段階配慮で事業計画は立案済→項目ごと削除	法、条例の改正
2 事業特性の把握	(1) 事業特性に関する情報	19		【変更】事業特性・地域特性の把握を併記、記載内容の変更	参考省令*に基づく修正
3 地域特性の把握	(2) 地域特性に関する情報	19		【変更】事業特性に関する情報について	
	(3) 事業特性の把握に当たっての留意事項	19		【変更】地域特性に関する情報について	
4 環境要素及び環境要因の抽出	2 環境影響評価の項目の選定	20		【変更】事業特性に係る留意事項の追加	
(1) 環境要素の抽出				【変更】旧版4及び5を統合、全般的に、計画段階配慮の内容も勘案した記載に修正。(指針及び解説)	参考省令*に基づく修正
(2) 影響要因の抽出					
5 環境影響評価の項目の選定					

※参考省令：基本的事項の改正を受けて作成された最新事例と考えられる「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令」のこと。

現行技術指針 目次	改訂後技術指針 目次(案)	該当ページ	対応する 条例の規定	主な改訂の内容		
				改訂内容	改訂根拠	
6 調査等の手法の選定 第2 環境影響評価準備書の作成に係る手順 1 環境影響評価の項目及び調査等の手法の選定 2 調査等の実施	3 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定	22		【追加】手法選定に関する内容を統合	参考省令 [*] に基づく修正	
	(1) 手法の選定に係る基本的方針(環境影響評価の項目)	22		【追加】手法選定の基本的方針について、文化財の記述	参考省令 [*] に基づく修正	
	(2) 参考手法	24		【変更】参考手法選定にあたっての留意事項	基本的事項(H17)の改訂	
				【削除】第5 冒頭に記載内容を移動	参考省令 [*] に基づく修正	
				【削除】同上		
		(3) 調査手法の選定(環境影響評価の項目)	25		【変更】調査、予測、評価の手法について、それぞれ項目を立てて記載(さらに、原案の記載を詳細なものに変更)	参考省令 [*] に基づく修正
		(4) 予測手法の選定(環境影響評価の項目)	27			
		(5) 評価手法の選定(環境影響評価の項目)	29			
		(6) 手法選定にあたっての留意事項(環境影響評価の項目)	29		【追加】事業段階の手法選定に係る留意事項について	参考省令 [*] に基づく修正
		第6 環境影響評価の実施等	30	第12条		
	3 環境保全措置の検討	1 調査、予測及び評価の実施	30		【追加】調査、予測及び評価の実施について	条例に基づく修正
2 環境保全措置		30		【変更】タイトルの変更	他項目との整合を図る	
(1) 環境保全措置の検討		30		【変更】内容を詳述	参考省令 [*] に基づく修正	
(2) 検討結果の検証		31		【変更】原案 3(3)～(5)に記載されていた内容を再構成し、(2)、(3)に示す	参考省令 [*] に基づく修正	
4 環境影響の総合的な評価	(3) 検討結果の整理	31				
	3 環境影響の総合的な評価	32				
5 事後調査計画の検討	4 事後調査	32		【変更】事後調査の内容について	基本的事項の改正	
6 環境影響評価準備書の作成	第7 準備書の作成	33	第13条	【変更】条例参照文の追加	条例に基づく修正	
	1 対象事業の内容	33		【追加】準備書作成にあたっての留意事項	上記改正に伴う追加(2～7)	
	2 背景、経緯及び必要性の明示	34		【追加】同上		
	3 対象事業実施区域及びその周辺の概況の記載内容	34		【追加】同上		
	4 対象事業実施区域等の図示	34		【追加】同上		
	5 選定理由等の明示	34		【追加】同上		
	6 環境影響評価の結果とりまとめに併記する事項	34		【追加】同上		
	7 環境保全措置に関連する事項の明示	35		【追加】同上		
	8 事後調査に関連する事項の明示	36		【追加】同上		
	9 環境影響の総合的な評価に関連する事項の明示	36		【追加】同上		
	10 計画立案段階における検討の経緯等の明示	36		【追加】同上		
	11 併合した手続の明示	37		【追加】同上		
第3 環境影響評価書の作成に係る手順	第8 評価書の作成	37	第20条第2項	【変更】条例参照文の追加	条例に基づく修正	
	第9 評価書の補正	37	第23条第2項	【追加】条例参照文とその説明の追加	条例に基づく修正	
第4 事後調査に係る手順 1 事後調査計画書の作成 2 事後調査報告書の作成	第10 事後調査計画書及び報告書の作成	37	第32条 第33条第1項	【変更】タイトルの変更	他項目との整合を図る	
	1 事後調査計画書の作成	37		【変更】条例参照文の追加	条例に基づく修正	
	2 事後調査報告書の作成	38		【変更】条例参照文の追加	条例に基づく修正	
	(1) 事後調査報告書の作成時期等	38		【追加】事後調査報告書の作成時期等について	参考省令 [*] に基づく修正	
	(2) 事後調査報告書の記載事項等	38		【追加】タイトルの追加(内容に変更なし)	他項目との整合を図る	
(別表) 環境要素-影響要因マトリックス				【削除】文章中から参照の記載を削除	参考省令 [*] に基づく修正	
別表1 環境影響評価の項目の選定の例	別表1 環境影響評価の項目の選定の例	39		【変更】風力発電所の追加及びその他項目選定の修正	条例の改正	
第3章 環境要素ごとの調査等の標準的手法	第3章 環境要素ごとの調査、予測及び評価の参考手法	資料2-4				
第1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	第1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	1				
1 大気質 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法	1 大気質	1		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠	指針2章に基づく修正	
	(1) 調査の手法	1		【変更】微小粒子状物質の記載を追加	環境基準の追加	
	(2) 予測の手法	5		【追加】予測モデルの追加	最新知見を踏まえる	
(3) 評価の手法	(3) 評価の手法	16		【追加】環境保全措置について	条例に基づく修正	
		17		【変更】評価の考え方を変更	基本的事項の改正	
2 騒音 (1) 調査の手法	2 騒音	18		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠	指針2章に基づく修正	
	(1) 調査の手法	18		【変更】参考マニュアル等の変更	条例の改正、最新知見を踏まえる	
(2) 予測の手法	(2) 予測の手法	21		【追加】風力発電所騒音の追加	条例の改正、最新知見を踏まえる	
				【変更】予測手法の変更	条例の改正、最新知見を踏まえる	
(3) 評価の手法	(3) 環境保全措置	32		【追加】風力発電所騒音の追加	条例に基づく修正	
	(4) 評価の手法	32		【追加】環境保全措置について	基本的事項の改正	
				【変更】評価の考え方を変更		

現行技術指針 目次	改訂後技術指針 目次(案)	該当 ページ	対応する 条例の規定	主な改訂の内容	
				改訂内容	改訂根拠
	3 低周波音 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	33 33 35 37 37		【追加】項目の追加	必要性を考慮した任意の追加
3 振動 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	4 振動 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	38 38 40 45 45		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【変更】予測パラメータの変更 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 最新知見を踏まえる 条例に基づく修正 基本的事項の改正
4 悪臭 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	5 悪臭 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	46 46 48 51 51		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【変更】調査すべき情報 【変更】予測モデルの変更 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 最新知見を踏まえる 最新知見を踏まえる 条例に基づく修正 基本的事項の改正
5 水質(底質及び地下水を含む。) (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	6 水質(底質及び地下水を含む。) (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	52 52 57 61 62		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】ダイオキシン類に関する記述を追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 環境基準の追加 条例に基づく修正 基本的事項の改正
別表2 水質汚濁物質	別表2 水質汚濁物質	63		【変更】各物質・項目等を最新知見に合わせる	最新知見を踏まえる
6 地形・地質 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	7 地形・地質 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	69 69 71 72 72		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】学術上等から注目される地形・地質の分類 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 必要性を考慮した任意の追加 条例に基づく修正 基本的事項の改正
7 地盤 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	8 地盤 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	74 74 76 80 80		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】予測モデルの追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 最新知見を踏まえる 条例に基づく修正 基本的事項の改正
8 土壌 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	9 土壌 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	82 82 85 87 87		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】ガイドライン追加、環境基準物質追加 【追加】予測方法の解説を追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 最新知見を踏まえる 必要性を考慮した任意の追加 条例に基づく修正 基本的事項の改正
	10 日照障害 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	88 88 89 91 91		【追加】項目の追加	必要性を考慮した任意の追加
	11 電波障害 (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	92 92 93 94 94		【追加】項目の追加	必要性を考慮した任意の追加
第2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	第2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	95			
1 植物(水生植物を除く。) (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 評価の手法	1 植物(水生植物を除く。) (1) 調査の手法 (2) 予測の手法 (3) 環境保全措置 (4) 評価の手法	95 95 98 100 100		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】調査対象として、特定外来生物を追加 【追加】侵略的な外来種に関する内容を追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴い追加 条例に基づく修正 基本的事項の改正

現行技術指針 目次	改訂後技術指針 目次(案)	該当 ページ	対応する 条例の規定	主な改訂の内容	
				改訂内容	改訂根拠
2 動物(水生動物を除く。) (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)評価の手法	2 動物(水生動物を除く。) (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	102		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】調査対象として、特定外来生物を追加 【追加】侵略的な外来種に関する内容を追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴い追加 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		102			
		105			
		107 107			
3 水生生物 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)評価の手法	3 水生生物 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	109		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】調査対象として、特定外来生物を追加 【追加】侵略的な外来種に関する内容を追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴い追加 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		109			
		111			
		112 113			
4 生態系 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)評価の手法	4 生態系 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	114		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		114			
		115			
		117 117			
第3 人と自然との豊かな触れ合い		119			
1 景観 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)評価の手法	1 景観 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	119		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】調査すべき情報として「囲繞景観」を追加 【追加】予測項目に「囲繞景観」を追加 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 最新知見を踏まえる 最新知見を踏まえる 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		119			
		122			
		123 124			
2 触れ合い活動の場 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)評価の手法	2 触れ合い活動の場 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	125		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		125			
		126			
		128 128			
3 文化財 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	3 文化財 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	129		【追加】項目の追加	必要性を考慮した任意の追加
		129			
		130			
		131 131			
第4 環境への負荷		132			
1 廃棄物等 (1)予測の手法 (2)評価の手法	1 廃棄物等 (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	132		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】調査の手法について 【変更】予測方法の記載 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 他項目との整合を図る 最新知見を踏まえる 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		132			
		133			
		135 136			
別表3 業種別・種類別全国共通原単位一覧表	別表3 業種別・種類別全国共通原単位一覧表	138		【変更】最新の知見を踏まえた変更	最新知見を踏まえる
2 温室効果ガス (1)予測の手法 (2)評価の手法	2 温室効果ガス (1)調査の手法 (2)予測の手法 (3)環境保全措置 (4)評価の手法	142		【変更】全体的に項目立ては第2章に準拠 【追加】調査の手法について 【変更】予測モデルの変更 【追加】環境保全措置について 【変更】評価の考え方を変更	指針2章に基づく修正 他項目との整合を図る 最新知見を踏まえる 条例に基づく修正 基本的事項の改正
		142			
		143			
		145 146			
別表4 二酸化炭素の排出係数一覧(主に平成8年度)	別表4 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成22年3月3日一部改正)に基づく排出係数一覧 別表5 電気事業者の電力使用に伴う二酸化炭素排出係数 別表6 セメント製造工程における二酸化炭素排出係数	144 145 145		【変更】最新の知見を踏まえた変更(別表4~6)	最新知見を踏まえる